

## 長野市空家等対策協議会委員名簿

平成30年7月1日現在（敬称略）

協議会名	長野市空家等対策協議会			
法令根拠	空家等対策の推進に関する特別措置法第7条 及び長野市空家等対策協議会要綱			
任 務	「長野市空家等対策計画」に基づき、空家等に関する施策を 推進するにあたり、協議会を設立し、幅広い分野で専門的な 視点から意見等の聴取を行う。			
委員数及び任期	委員15名以内 任期24ヶ月（H30. 8. 1 ～H32. 7. 31）			
	分 野	氏 名	団 体 名	
1	学識経験者	准教授	寺 内 美 紀 子	国立大学法人信州大学工学部
2	学識経験者	講 師	中 村 稔 彦	公立大学法人長野県立大学
3	法務	弁 護 士	中 山 耕 平	長野県弁護士会長野在住会
4	法務	長野支部長	佐 藤 利 一	長野県司法書士会
5	建築	まちづくり 委員長	勝 山 敏 雄	一般社団法人長野県建築士会長野支部
6	建築	監 事	塩 瀬 道 則	協同組合長野県解体工事業協会
7	不動産		山 口 満	長野県土地家屋調査士会長野支部
8	不動産	副支部長	小 池 一 夫	一般社団法人長野県宅地建物取引業協会長野支部
9	行政	次席登記官	益 子 一 美	長野地方法務局
10	市長		加 藤 久 雄	市長
11	行政		井 上 隆 文	長野市環境部長
12	行政		金 井 良 雄	長野市建設部長

# 長野市空家等対策協議会について

## 1 「長野市空家等対策協議会」の概要

### (1) 協議会の目的

「長野市空家等対策計画」に基づき、周辺住民に悪影響を及ぼす特定空家等の措置の方針や、本計画の変更及び実施に関することのほか、施策の実施に必要と認められる事項を協議するため「空家等対策の推進に関する特別措置法」第7条に基づき「長野市空家等対策協議会」を設立し、幅広い分野で専門的な視点から、意見等の聴取を行う。

### (2) 協議会委員の任期

平成30年8月から、平成32年7月まで（2年間）

なお、協議会は、「長野市空家等対策計画」の計画期限の2026年度末まで設置する。

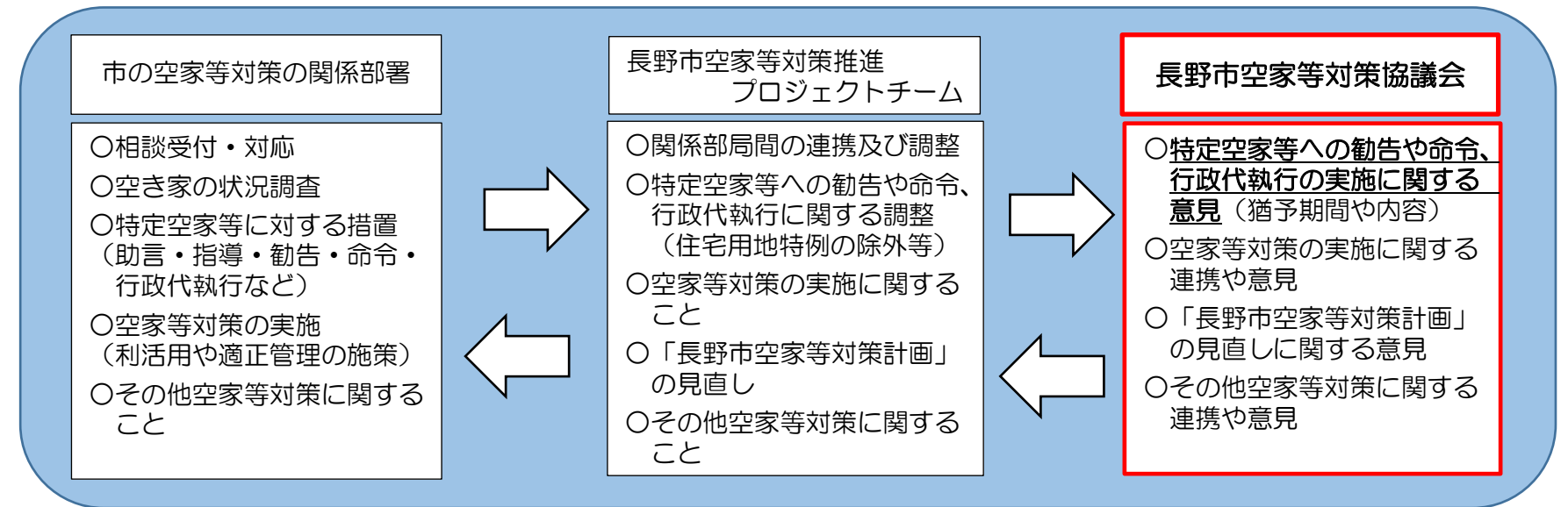
### (3) 協議会の委員構成

- ・市長
- ・関係機関から選出された者
- ・空き家に関する団体等から選出された者
- ・市職員のうち、市長が指名する者

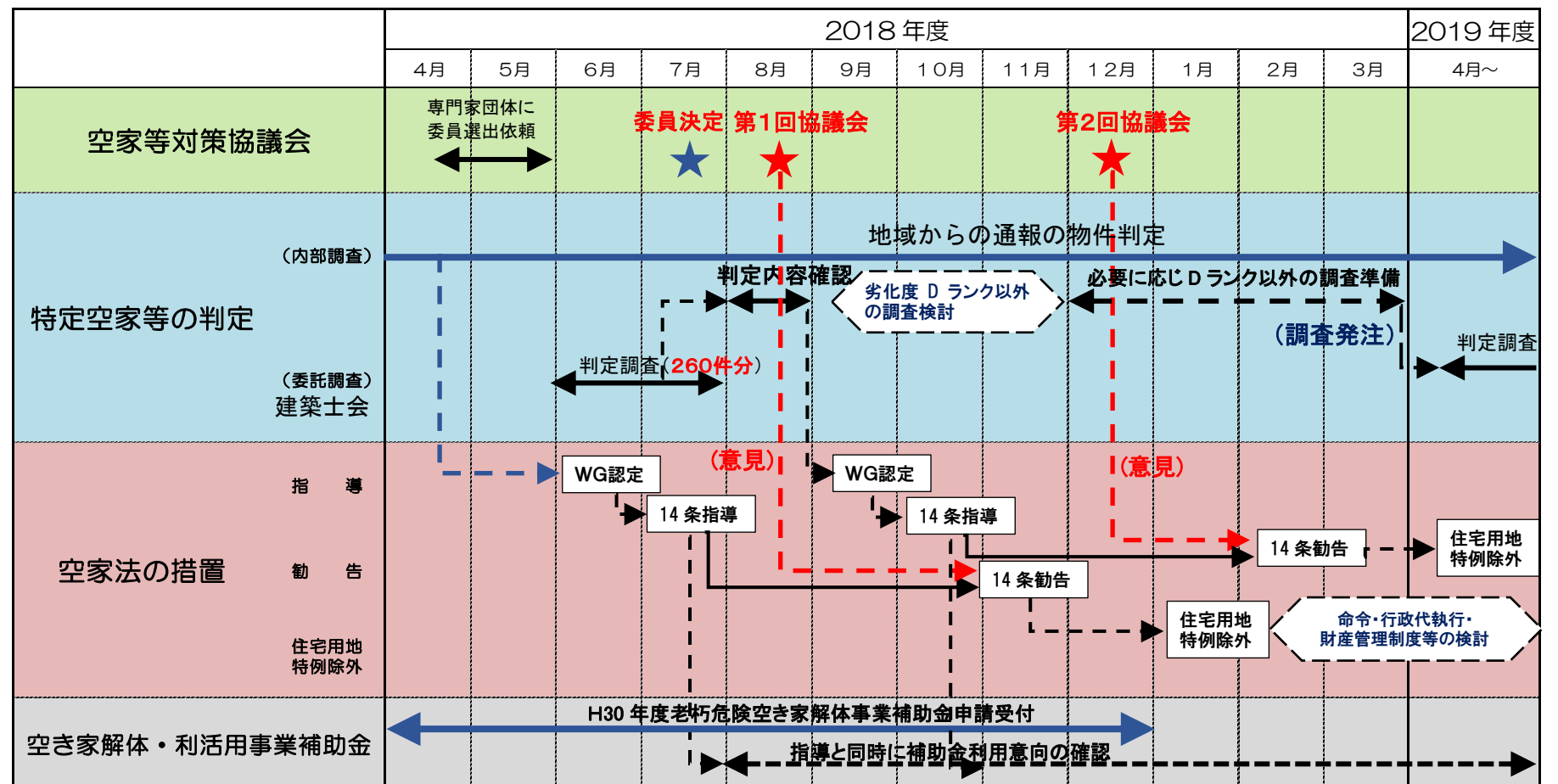
### (4) 長野市空家等対策協議会委員構成

分野	団体名
1 市長	市長
2 学識経験者	国立大学法人信州大学工学部
3 学識経験者	長野県立大学
4 法務	長野県弁護士会長野在住会
5 法務	長野県司法書士会
6 建築	一般社団法人長野県建築士会長野支部
7 建築	協同組合長野県解体工事業協会
8 不動産	長野県土地家屋調査士会長野支部
9 不動産	一般社団法人長野県宅地建物取引業協会長野支部
10 行政	長野地方法務局
11 行政	長野市建設部長
12 行政	長野市環境部長

## 2 空家等対策の推進体制における「長野市空家等対策協議会」の位置づけ



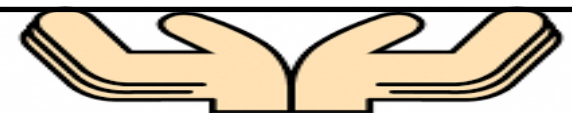
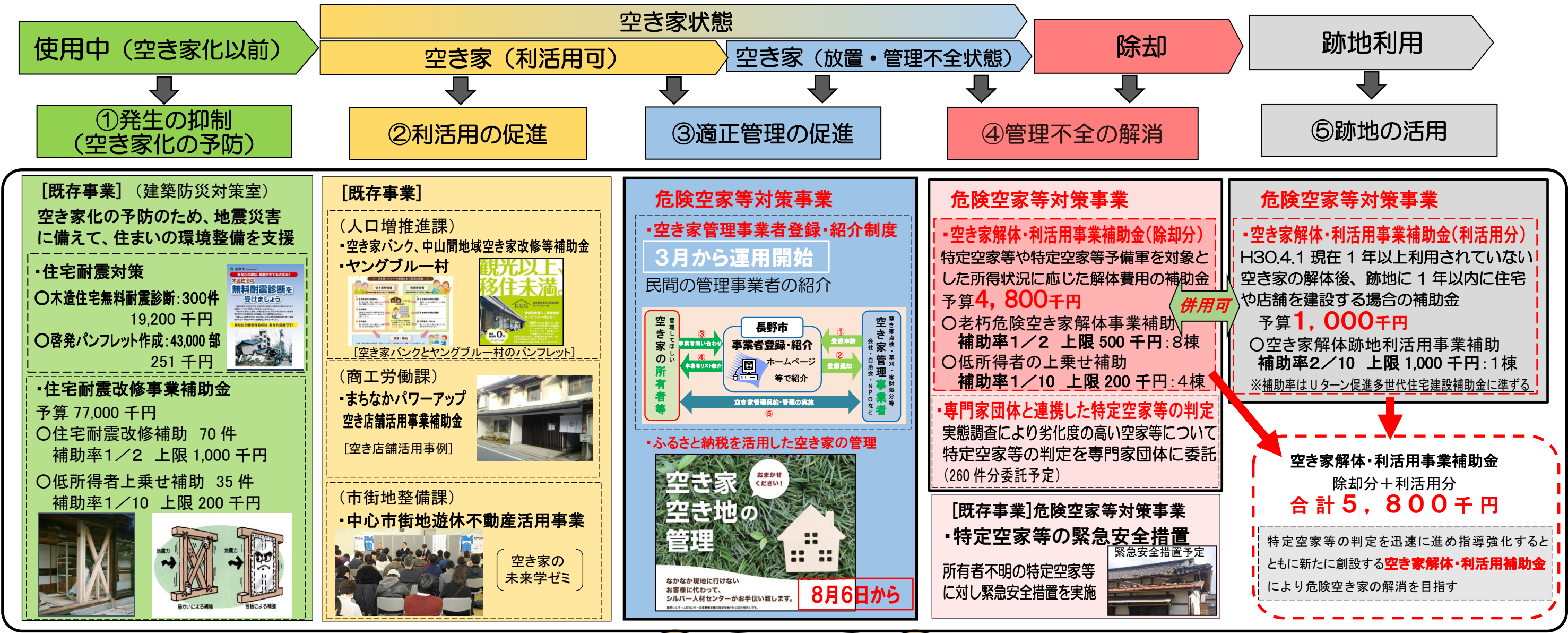
## 3 「空家等対策協議会」と空家等対策のスケジュール



注：WG認定は、空家等対策推進プロジェクトチーム内の、除却等ワーキンググループによる特定空家等の認定

# 長野市の空家等対策の取組一覧

本年度策定した「長野市空家等対策計画」（2018年度～2026年度）に基づき、空家等対策を実施する。  
特に「**危険空家等対策事業**」については、計画見直しを予定している **2021年度まで拡充**して実施する。



## 【5つの取組方針による施策を支える】

**空家等対策の施策を支える事業**

**危険空家等対策事業**  
・空家等対策協議会  
空家等対策や特定空家等への措置に関する協議を行う  
(市長、専門家団体の委員で構成)  
(協議会委員12名 年2回予定)

**危険空家等対策事業**  
・パンフレットによる情報提供・意識啓発  
「空家化の予防→利活用→適正管理→管理不全の解消→除却→跡地活用」を網羅した総合パンフレットの作成・配布  
(各団体の窓口、支所や、指導通知に利用)

**危険空家等対策事業**  
・専門家団体と連携したワンストップ相談会の実施  
空き家の利活用や管理・跡地活用など、複数の専門家団体による相談会の実施  
(年4回実施予定)

**危険空家等対策事業**  
・専門家団体と連携した所有者の特定  
相続人特定困難者を専門家に調査を委託  
(5件分委託予定)

**既存事業** 危険空家等対策事業  
・空き家に関する出前講座の開催  
高齢者が多く集まる場に出かけ相続や管理責任・支援策等の啓発の実施

京都府が作成した空き家パンフレット例

緊急安全措置予定

第1回空き家ワンストップ相談会

# 特定空家等の略式代執行による緊急安全措置の実施について

## 1 緊急安全措置の目的

地元地域から相談のあり対応を検討していた空き家について、建物倒壊や屋根瓦の落下により歩行者に危害が及ぶ可能性があるため「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家法」という。）に基づき特定空家等の略式代執行による緊急安全措置を行うもの

## 2 特定空家等の概要

(1) 所在地 長野市大字鶴賀居町1785



(2) 建物概要 木造平屋建 約90㎡（昭和10年代の建築と思われる）

ア 建物所有者 現在の所有者不明

- ・ 宗教法人の代表役員が居住する庵主であったが、建物の登記情報や課税情報が無く、居住者死亡により現在の所有者不明

長野県の「空家等対策支援専門家派遣事業」により、司法書士に建物所有者の特定を依頼した結果、現在の建物所有者不明と位置付けられた。

イ 土地所有者 居町共有

- ・ 登記情報では、表題登記のみで所有権登記がないため、現時点では、所有者の絞り込みには至っていない。

ウ 特定空家等の判断

- ・ H29.12.22 空家等対策推進プロジェクトチームにより**市内初の特定空家等と判断**

屋根瓦落下の恐れ



## 3 空家法に基づく措置

(1) 措置の経過

H29.11.2 特定空家等の判断基準の決定

H29.12.22 空家等対策推進プロジェクトチームにより、特定空家等の判断の協議

H30.1.16 空家法第2条第2項の「特定空家等」と認定

(2) 緊急安全措置の実施

H30.1.16 緊急安全措置に関する公告の実施（公告：2週間程度）

内容：当該措置を行うべき旨（猶予期間2週間）

### 3. 29 緊急安全措置（小規模工事によりシート張り工事）の実施

内容：屋根の一部が陥没しており、瓦の落下及び雨漏りによる内部の腐食で劣化の進行・倒壊の恐れがあることから、**劣化の進行を遅らせる目的で屋根にシート養生の措置を行う。**



## 4 略式代執行後の対応の検討

地元地域への説明及び意向確認や、家庭裁判所に市が利害関係者として、不在者財産管理制度の申立てが可能であるか協議するとともに、今後、長野市空家等対策協議会において、不在者財産管理制度等の適用について協議する。

※不在者財産管理制度の内容

**土地所有者等が不在の場合、不在者の所有する財産の売却処分などを行う必要がある場合、家庭裁判所は利害関係者の申し立てにより、不在者財産の管理人を選任し、財産の管理清算が行われる制度**

## 5 参考

(1) 全国の特定空家等に対する略式代執行の実績（H29.10.1時点）

H27：8件、H28：27件、H29：12件（合計47件）

(2) 長野県内の特定空家等に対する略式代執行の実績（H29.10.1時点）

H27：下伊那郡高森町、H28：東筑摩郡筑北村（合計2件）